

# 日本統治時代の台湾における修身教科書の同化教育的要素の一考察

—第1, 2期を中心に—

申 育 誠

本研究は、日本統治時代の台湾において、日本国民としてのアイデンティティを形成する修身教育の内容を明らかにし、そのために日本統治時代に展開された初等教育における修身教科書などの一次資料を通して、修身教育の在り方を考察することを目的とする。はじめに、修身教科書の沿革を考察する。次に、第一期から第二期修身書までの「同化教育」の要素を抽出する内容を考察した上で、第一期と第二期修身教科書の比較を行う。最後に、以上の考察を踏まえた上で、当時の証言録や論文を通して、修身教育の実態を明らかにする。本研究では、「道德教育」や「忠君愛国」という国民としての意識を形成するための修身教科書が制定されたことを理解し、聞き取り調査の証言や既存の証言録から、当時の経験者は修身教育に肯定的な評価を出した。そのことから、修身教育が成功したと言いきくと指摘できる。

**キーワード：植民地教育、台湾、同化教育、修身教育**

## 1. はじめに

本研究は、日本統治時代台湾の修身教育<sup>1</sup>において、日本国民としてのアイデンティティを形成する同化教育の内容を明らかにすることを目的とし、そのために初等教育における修身教科書などの一次資料を研究・分析する。

先行研究に関しては、莊幸如による公学校修身科を通じた教育勅語の伝授を分析した研究がある<sup>2</sup>。そして、蔡錦堂は教育(特に初等教育)という領域の中で、年配の台湾人の対日感情に影響を与えたものとして、「教育勅語」と「修身」があると指摘している<sup>3</sup>。

また、楊素秋は「修身とは、読んで字の如く己の身を修めるためにはどうしたら良いかを学ぶ学校の授業のことである」と定義している<sup>4</sup>。そして、白柳弘幸は著作の中で、「台湾総督府府定修身教科書は日本の国定修身教科書にかなり影響を受けていた」と強調している。また、彼は公学校修身教科書の考察を通して、総督府の理想とする人間像について考察し、公学校修身書を構成する人物主義と徳目主義のうち、徳目の扱われ方を論じている<sup>5</sup>。その上で、都通憲三朗は「公学校教育の体系および日本語教育との関連の中で修身科の位置付けを捕らえ直し修身科に対する再評価」を

行った<sup>6</sup>。さらに、北村嘉恵は「台湾人の植民地教育認識に特徴的な点は、修身教育における道徳律に対する高い評価が挙げられる」と指摘している<sup>7</sup>。そのほか、林育柔はイデオロギーの概念を用いて、修身教育を考察し、道徳の統治支配イデオロギーを分析している<sup>8</sup>。

さらに、公学校規則第24条第1項は、「修身は教育に関する勅語の趣旨に基きて児童の徳性を涵養し道徳の実践を指導する」と定めている。とりわけ、修身教科書では「公民的教授をなす必要なる教材につき之が主眼を明らかにした」という公民の概念が提起されていた<sup>9</sup>。

次に、修身教科書について、「敬神に関する内容の採用は最も直接である」と定義するものもある<sup>10</sup>。また、許佩賢は「公学校と日本内地小学校の教科書を比較し、修身科は道徳教育を中心としていること」と「小学校で使われる教科書は内地の国定教科書と同じものであった。公学校で使われていた教科書と内容、教科程度とも異なっていた」と指摘している<sup>11</sup>。吳文星は「修身教科書は規律を守ること、服従、勤労、衛生などの特定の道徳観と価値観を注入し、その目標はかなりの程度達成された」と論じている<sup>12</sup>。塩野谷幸子は「台湾人初等教育施設の日本語と修身教育との影響」を説明している<sup>13</sup>。さらに、周婉窈は「修身教科書での台湾人物の掲載は模範の対象となった」と考察した<sup>14</sup>。鍾清漢は「日本文部省修身書と台湾総督府修身書を比較し、①明治天皇に対する関心②「稲刈り」知識の強調③日本の国力や地位を誇示する部分④強調する徳目の違い」との結論を得て、修身科は、子供を「同化」し「日本化」することを最終の目的としていたと指摘している<sup>15</sup>。

以上の先行研究では同化教育と修身教育の関係の論点はあったが、修身教科書の内容が実際にこのような内容をもつものであったかについては検証されていない。そこで、本研究では、修身教育は同化教育を宣伝する手段であったのかを検証し、修身教育が同化教育に効果をもたらしたことを明らかにする。本研究では台湾総督府編纂の公学校修身教科書巻1巻2修正趣意書、第一期大正4、8、10年の公学校修身教科書巻1—巻6、第二期昭和3、4、9、10年の公学校修身教科書巻1—巻6の内容を分析し、修身教科書の目録における課名を対象に、課名一覧を作成比較し同化教育の特質を探っていく。そして、第一期から第二期修身書までの「同化教育」の要素を抽出する内容を考察した上で、第一期と第二期修身書の比較を行う<sup>16</sup>。

本研究ではより同化教育の特質を探るため、蔡錦堂<sup>17</sup>と鄭任智<sup>18</sup>の国語教科書の分類方法を取り入れ、教科書内容を①「台湾事物」②「皇国史観」③「道徳教育」④「勉学」⑤「実業教育」に分類し、検証する。一方、初等教育に関連する台湾総督府府定の修身教科書を通じて、日本国民としてのアイデンティティを涵養するという同化教育が、台湾修身科においてどう扱われていたかを確認し、さらに学校の記録や経験者へのインタビュー調査によって、教育活動に着目した分析を行う。証言録や聞き取り調査による証言を一次資料として用いる際には、その個人主観の立場による「歴史事実」を改めて検証し、その実績を検討する。

## 2. 修身教科書の沿革

### (1) 台湾教育令発布前(1895-1919)

修身教育とは、1890年代前後、日本植民地時代の台湾において、修身教育を強調し、台湾島民の

アイデンティティ形成を行い、日本に同化させるという意図のもと実施された。とりわけ、当時の総督府学務部長伊沢が帝国教育会において1897年5月22日に行った演説において、学校での教科において「第一は、修身でございます。一番先きに礼儀作法を教へるといふことであります。<sup>19)</sup>」と強調した。具体例として、1897年台湾総督府公学模範学校規則案第12条には最初の修身教育のモデルがあったことが窺える。以下の通りである。

- 一 修身ハ人道實踐ノ方法ヲ授ケ日常ノ禮儀作法ニ嫻ハシメ且教育ニ關スル勅語ノ大意及本島民ノ遵守スヘキ重要ナル法令及告諭ノ大要ヲ授ク。
- 一 修身ヲ授クルニハ所定ノ教授時間ニ於テスルノミナラス教員躬親ヲ生徒ノ模範トナリ常ニ其操行ニ注意シ隨時ノ訓練ヲ施シ以テ躬行ノ實績ヲ舉ケシメンコトヲ要ス。

さらに、1898年8月16日に発布された台湾公学校規則(府令第78号)第10条では、修身科に関連する規則は以下の通りである。

- 一 修身ハ人道實踐ノ方法ヲ授ケ日常ノ禮儀作法ニ嫻ハシメ且教育ニ關スル勅語ノ大意及本島民ノ遵守スヘキ重要ナル諸制度ノ大要ヲ授ク。
- 一 修身ヲ授クルニハ所定ノ教授時間ニ於テスルノミナラス教員躬親ヲ生徒ノ模範トナリ常ニ其操行ニ注意シ隨時ノ訓戒ヲ施シ以テ躬行ノ實績ヲ舉ケシメンコトヲ要ス。

以上のように、1897年公学模範学校規則案と1898年台湾公学校規則と、ほぼ近似していることが分かる。これに基づいて公学校修身教科課程表が制定された。その内容は以下の通りである。

表1 公学校修身教科課程表

学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
教授時間数	一	一	一	一	二	二
内容	人道實踐ノ方法及禮儀作法	同上	同上	同上	教育ニ關スル勅語ノ大意本島民ノ遵守スヘキ重要ナル制度	同上

出所)台湾公学校規則第11条より引用。

以上のように、1年生から4年生までの修身教育の内容は礼儀作法であったが、5年生と6年生の場合は、教育勅語に関する制度が強調されている。そして、教授の時間数については、1年生から4年生までは1時間で、5年生から6年生までは2時間である。したがって、すべての教科授業時間数に大きな割合を占めるとは言えない。さらに、1900年7月4日に公学校用図書審査規程が発布された。総督府の民政部に公学校教科用図書審査委員を置き、教科書を審査する体制が作られた<sup>20)</sup>。続いて、1901年9月3日には、台湾公学校編制規程(訓令第296号)が発表された。その修身に関する規定は

以下の通りである。

一修身、唱歌、體操及裁縫ハ数学級全部又ハ一部ノ児童ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得。  
(第4条)

以上のように、修身科目を教科として扱い、実施されたと同時に、1907年2月26日に公学校規則の全面的改正(府令第5号)が発布された。その各学年修身教育教授の程度及教授時数表が変更された。その内容は以下の通りである。

表2 公学校修身教科課程表

学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
教授 時間数	二	二	二	二	二	二
内容	道德ノ要旨	同上	同上	同上	同上	同上

出所)台湾教育会編『台湾教育沿革誌』青史社、1982年、282頁。

以上のように、1年生から4年生までの教授時間数はこれまでより一時間増やした一方で、礼儀作法や教育勅語に関する制度などの内容が「道德ノ要旨」という修身教育の内容に統合された。さらに、1909年文部省は直轄諸学校に文部省訓令第13号を出した。その修身教育に関する注意事項は以下のように指摘している。

「中学校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道德上ノ觀念尚賢実ヲ缺キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク德育上最モ注意ヲ要スル事期ニ属ス故ニ自今直轄諸学校ニ於テハ一層力ヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ應シ隨時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ鍊成シ以テ実践躬行ノ意志ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又学校長及教官ハ常ニ協心戮力シ躬ラ学校德育ノ中心ト為リテ生徒ヲ薰陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ努カムヘシ。<sup>21)</sup>

以上の訓令から見て、教育勅語を中心とする修身教育が注目される一方で、修身教育の理論面だけでなく、実践面の重要性も強調していることが分かる。そして、1913年新しい公学校規則第18条には「修身ハ初ハ近易適切ナル事項ニ就キテ人倫道德ノ要旨ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社会ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ國法ニ遵ヒ公德ヲ尚ヒ公益ニ盡スノ氣風ヲ助成シ又女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハムコトヲ務ムヘシ<sup>22)</sup>」と定められている。注目されるべきは、この時期になると、教科書には実業教育の科目が導入されたことである<sup>23)</sup>。

さらに、1912年4月に修身教科書に関する要目が確認された後、教科用図書審査委員会の会議で討論され、修補、改訂が加えられた<sup>24)</sup>。同年8月27日に明治天皇御崩御のため、小公学校教科書教

授上に関する民学第55号長官通達が出された。以下の通りである。

「先帝崩御 新帝陛下踐祚アラセラレ候ニ就テハ小学校及公学校教科書中之カ為ニ異同ヲ生シタル部分ハ追テ修正ノ筈ニ候得共夫迄ハ該部分ニ相当注意ヲ加ハ教授セシメラレ度右依命通達ス。<sup>25)</sup>

さらに、修身教育の授業時間数の変更に合わせて、1913年の公学校修身教科書巻1巻2修正趣意書その内容が公布された。これは以下のようにまとめられる<sup>26)</sup>。

- ア. 国民精神ノ涵養ハ公学校教育ノ根本要旨ニシテ、修身科ニ於テ最モ力ヲ盡スベキモノ。
- イ. 従順ハ学校教育ノ因ツテ行ハル、基礎条件ニシテ、臺灣公学校ニ於テハ特ニ一層必要ナル徳目ナレバ、毎巻此ノ徳目ニ説キ及ボシテ、極力従順ノ氣風ヲ養成センコトニ努メタリ。
- ウ. 誠實ハ衆善諸徳ノ源泉ニシテ、本島人児童ノ心性ヲ陶冶スルニ當リテハ、特ニ此ノ源泉ヲ涵養スルノ必要アリ。
- エ. 勤勞ハ前数者ト相竝ビテ、公学校教育ニ於テ特ニ意ヲ用フベキモノ。

以上のように、国民精神涵養、従順、誠実、勤勞(四大綱領)は、公学校修身教授の徳目として、編纂された<sup>27)</sup>。その中には、例話、作話、寓話、童話、実話などの内容が含まれていた<sup>28)</sup>。そのほかに、心身の陶冶などの内容も重視されていたことが明らかとなった。これに基づいて、修身科教授綱領<sup>29)</sup>を事例として説明する。

- ア. 教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ徳性ヲ涵養シ将来ニ於テ完全ニ人格価値ヲ發揮シ得ル能力ヲ養成ス。
- イ. 児童心意ノ發達程度ヲ考慮シソノ日常生活ヲ道德的ニ組織統制セシメ自力的ニ規範意識ヲ確立シテ実行ニ及ブ態度ヲ指導ス。
- ウ. 児童ノ道德的理解ノ促進ヲ図ルト共ニ其ノ実生活ニ留意シテ之ガ指導ヲ重視ス。
- エ. 偶発事項及時事問題ハ適宜之ヲ利用ス。
- オ. 補充例話ハ道德的価値如何ヲ顧慮スルト共ニ児童ノ境遇及心意發達ノ程度ヲ酌シテ選択スベシ。
- カ. 作法ハ日常ノ起居動作ノ心得ヲ主トシ低学年ヨリ実地ニ之ヲ指導ス。

以上の教授綱領には教育勅語の学習を通して徳性を涵養することと共に、児童の心身発達に応じて自立(律)的生活を営ませること、時事問題の説明などが強調されていることが窺える。

## (2) 第一次台湾教育令発布後(1919-1922)

1919年第一代目文官田健次郎総督は「内地延長主義」を提出し、同化政策を本格的に確立していた。また、1919年発布された台湾教育令の第31条には、「公学校ノ教科等ニ關スル規定ハ台湾総督之ヲ定ム<sup>30</sup>」と記され、総督の権限が教科の規定に影響を及ぼしている。こうした同化教育政策の下で、1919年12月に公学校修身書巻5と巻6の編纂趣意書が発行された。同趣旨書巻1～巻4を比較してみると、「用書ノ種類及ビ其ノ配当・体裁」の章がなくなり、第二章第四節と第三章が加わったのが主な変更点である<sup>31</sup>。その内容は以下のようにまとめられる。

### 第一章 諸言

### 第二章 教材の選択

第一節 徳目：前四巻ニ於ケル即授徳目トノ連絡ヲ絶タズ、権衡ヲ失セザル限りニ於テ児童心意ノ発達ニ留意シ、本島ノ現状ヲ参酌シテ、適切ナル諸徳目ノ選択配列ヲ期セリ。

第二節 例話：第五学年以上ノ児童ニ在リテハ其ノ国語力、理解力共ニ漸ク進メルヲ以テ例話ニハ主トシテ歴史上ノ人物ヲ採リタリ。

第三節 訓辞及ビ格言其ノ他ノ嘉言

第四節 詔勅、御製、御歌、和歌

第五節 分量：修身教授時数ハ従前ニ倍スルニ至リシモ、之ガ為ニ其ノ教材ヲ倍加スルガ如キコトヲナサザリキ。

### 第三章 文章

さらに、1920年10月19日に公学校用図書審査規程(訓令第244号)が改正され、修身科目は特に国民性の涵養に重大な関係を有すると明言した<sup>32</sup>。すなわち、まさに、上記の綱領に基づき、修身教科書が編纂されているのである。そして、台湾総督府内務局は1921年に以下の概要を記す。①教育に関する勅語の解釈によって内容が若干異同のため、内容を取捨すべき。②国民精神の涵養は公学校教育の根本要旨にして修身科に於いて最も注目すべき。③第六学年には我が国民道徳の中樞觀念たる忠孝の念を涵養し、国民古来の美風を發揮する。④従順、誠実、勤労は台湾人教育として大切な徳目であり、清潔、迷信、衛生思想を指導することは編纂上には相当注意すべきである<sup>33</sup>という修身書の注意すべき内容を説明している。

## (3) 第二次台湾教育令発布後(1922-1945)

1922年に発布された第二次台湾教育令第6条には「公学校ノ教科等ニ關スル規定ハ台湾総督之ヲ定ムル所ニ依ル」と台湾総督の指示の下で教科の内容が規定されることが窺える<sup>34</sup>。そして、1922年の公学校規則第24条第2項第3項、第4項、第5項には「修身ハ初ハ近易適切ナル事項ニ付人倫道徳ノ要旨ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ

國法ニ遵ヒ公德ヲ尚ヒ公益ニ盡スノ氣風ヲ養ハムコトヲ務ムヘシ。<sup>35</sup>」という規則があり、女兒の貞淑(婦徳)、人倫道德、国家、社会に対する責務、規律、公益などの一般的な徳目が重視されていた。そして、1922年公学校規則の改正と共に、第一期の修身教科書が修正されることになった。1927年5月から教科書調査会は各公学校に意見を聞き、修正方針と題目を決め、同年6月30日に教科書の審議を何度も行っている。第二期の修身教科書は1941年まで使用されていた。1928年度から第二期の1年、2年生用の修身教科書を使用するようになる一方で、「3年生用の巻3、4年生用の巻4、5年生用の巻5、6年生用の巻6は二ヶ年を以て修正を完了する予定があった。<sup>36</sup>」その修正方針は以下のようにまとめられる。

- ア. 舊修身書ニ於テハ教育ニ關スル勅語ヲ第六學年用全卷ニ亘リテ説ケルモ、教授ノ實際ヲ考慮シ小学校修身書ノ如ク細説ハ之ヲ高等科ニ譲リ、必要ナル程度ノ解説ヲ第六學年用卷末ノ數課ニ纏メ、公学校修身科ノ總括タラシムルコト。
- イ. 現今社會ノ實情ニ照シテ必要ナリト認メラル、教材例ヘバ社會的教材公民的教材等ノ如キハナルベク之ヲ増加スルコト。
- ウ. 教材ハナルベク児童ノ實生活ヲ考慮シテ選ビ、特ニ本島人ノ美點ヲ助長シ短所ヲ矯正スルコトニツキ意ヲ用フルコト。
- エ. 例話ハナルベク假作ヲ避ケテ實話ヲ採リ、児童ノ感銘ヲ深カラシムルコト。
- オ. 挿繪ハ例話ノ要點ヲ描出シテ生新ノ氣ニ富ミ児童ノ興味ヲ喚起スルニ適切ナルモノトスルコト。
- カ. 教師用書ハ一層教授ニ適切ナラシハルヤウナルベク平易詳細ニ記述スルコト。

以上のように、現在社会の実情に応じて公民的意識を養成し、台湾人の短所を矯正することを修身教科書の教育目的とした。さらに、児童の興味を引き起こすため、具体的な実例や挿話、挿絵が盛り込まれていた。また、こうした修身科の例話の採用には、人物基本主義と徳目基本主義がある<sup>37</sup>。例えば、教科書内容の二宮尊徳(人物基本主義)の功績を児童に面白く聞かせることなどである。

さらに、1934年8月5、6日二日間に開催された初等教育研究会では、「国民精神ノ涵養徹底ニ關スル件」という修身科に関する具体的な事項を提言した。その内容として、①神勅、勅語、詔書ノ系統取扱②神勅、勅語、詔書ノ謹寫、謹誦③教育勅語ニ依ル道德的概念ノ統一④敬神崇祖、尊皇愛國等国民精神ノ涵養ニ直接關係アル教材ノ重視⑤遵法、共存共榮等ノ如キ公民的教材ノ重視⑥国民精神涵養ニ關スル教材ノ実践、修練、體認⑦国民精神涵養ニ關スル補充例話、活資料ノ蒐集ト其ノ活用⑧国民的作法ノ指導修練<sup>38</sup>と述べられていた。いわば、国語は外部より同化を助け、修身科は内部即ち精神より同化に努むということである<sup>39</sup>。すなわち、修身科教科書は精神の陶冶を重んじており、礼儀作法を教科書内容を通じて生活と結びついて実践することである。

### 3. 公学校修身教科書に現れた内容

#### (1) 第一期1915, 1919, 1921年の修身教科書

1915年から1921年まで第一期の台湾総督府府定修身教科書巻1 - 18課16頁, 巻2 - 19課19頁, 巻3 - 19課21頁, 巻4 - 19課26頁, 巻5 - 19課41頁, 巻6 - 19課47頁の全6巻が発行された。特に、学年が上がるにつれて、「個人徳目」の内容が増えた。その課名は以下の通りである。

表3 1915, 1919, 1921年の公学校修身書巻1—巻6

巻(年代)	目録(課名順)
1 <sup>40</sup> (大正4年)	1. 学校, 2. 時刻を守れ, 3. 友達は仲良くせよ, 4. 行儀よくせよ, 5. 整頓, 6. 綺麗にせよ, 7. 親の恩, 8. 親の言いつけを守れ, 9. 兄弟仲良くせよ, 10. 天皇陛下, 11. 国語を勉強せよ, 12. 親切, 13. 自分のもとのひとのもの, 14. うそを言うな, 15. 過ちをかくすな, 16. 生き物を苦しめるな, 17. 人に迷惑をかけるな, 18. よい子供
2 <sup>41</sup> (大正4年)	1. 天皇陛下, 2. 親を大切にせよ, 3. 友達は助け合え, 4. 兄弟仲良くせよ, 5. 行儀, 6. 清潔, 7. 飲み食いに気をつけよ, 8. 根気, 9. 恩を忘れるな, 10. 台湾神社, 11. 公共のものを大切にせよ, 12. 約束を守れ, 13. 正直, 14. 欲張るな, 15. 規則に従え, 16. 自分のことに気を付けよ, 17. よく働け, 18. 悪い勧めに従うな, 19. よい子供
3 <sup>42</sup> (大正4年)	1. 皇后陛下, 2. 博愛, 3. 兄弟, 4. 勤労, 5. 廃物利用, 6. 正直, 7. 身の程を知れ, 8. 孝行, 9. 悪口を言うな, 10. 公德, 11. 明治天皇, 12. わがままをするな, 13. 衛生, 14. 心を広くもて, 15. 控え目にせよ, 16. 迷信を避けよ, 17. 約束を謹め, 18. 心がけが大切, 19. よい子供
4 <sup>43</sup> (大正4年)	1. 我が皇室, 2. 能久親王, 3. 報恩, 4. 仁義, 5. 禮儀, 6. 体を鍛えよ, 7. 間違った学問, 8. 恥を知れ, 9. 国旗, 10. 教育勅語, 11. 忠實, 12. 親類, 13. 勤儉, 14. 至誠, 15. 公共心, 16. 女子の務め, 17. 祭日・祝日, 18. 法規を重んぜよ, 19. よい國民
5 <sup>44</sup> (大正8年)	1. 大日本帝國, 2. 昭憲皇太后, 3. 共同, 4. 習慣, 5. 健康, 6. 公益衛生, 7. 勤儉, 8. 慈善, 9. 志を堅くせよ, 10. 公益, 11. 師を敬へ, 12. 学問の要は實用にあり, 13. 廉潔, 14. 孝行, 15. 主人ご召使, 16. 徳行, 17. 責任を重んぜよ, 18. 規律, 19. 誠
6 <sup>45</sup> (大正10年)	1. 皇大神宮, 2. 敬神, 3. 建國, 4. 歴代天皇の御盛徳, 5. 国體の精華, 6. 孝行, 7. 愛と敬, 8. 男子の務と女子の務, 9. 信義, 10. 恭儉, 11. 博愛, 12. 智能の啓發, 13. 成徳の工夫, 14. 公益, 15. 遵法, 16. 奉公, 17. 忠孝一致, 18. 天地の公道, 19. 一徳

出所) 筆者作成。

以上のように、修身教科書では、「天皇陛下 (T4 - 1 - 10)」「大正4年第1巻第10課の意味。以下同) (T4 - 2 - 1)」、「明治天皇 (T4 - 3 - 11)」、「台湾神社 (T4 - 2 - 10)」、「皇后陛下 (T4 - 3 - 1)」、「昭憲皇太后 (T8 - 5 - 2)」、「歴代天皇の御威徳 (T10 - 6 - 4)」、「皇大神宮 (T10 - 6 - 1)」が掲げられた。そして、ここでの「奉公 (T10 - 6 - 16)」は「忠君愛国」精神の発露とも言えよう。また、児童に敬神の思想を養成させるために、台湾事情と関係のある台湾神社を掲げている。すなわち、修身教科書では天皇への忠誠心の育成という点があったことが分かる。また、「よい子供 (T4 - 1 - 18) (T4 - 2 - 19) (T4 - 3 - 19)」、「よい國民 (T4 - 4 - 19)」という最終課において、今まで学習した内容を繰り返して復習させて、児童に修身教育の印象を与えていたことを強調する。

第一次台湾教育令が1919年発布された。同年11月に田健治郎総督の着任に伴って領台以来の「内台一体」の同化政策が進展していた。一方で、1928年から各巻の内容が増加された。これは「大正デモクラシー」の風潮の下で編纂された<sup>46</sup>。第一期の修身教科書が1915年に出版され、第二期の1928年まで13年間ほど使用されていた。



(2) 第二期1928, 1929, 1934, 1935年の修身教科書

1928年から1935年まで第二期の台湾総督府府定修身教科書巻1-24課18頁, 巻2-25課42頁, 巻3-25課50頁, 巻4-25課54頁, 巻5-25課59頁, 巻6-25課55頁で全6巻が発行された。この時期の内容は, 国民精神涵養を目的とする教材の割合が少なく, 第一期修身書の内容と比較すると, 個人徳目の内容が増していることが分かる<sup>47</sup>。その内容は以下のようにまとめられる。

表4 1928, 1929, 1934, 1935年の公学校修身書巻1-巻6

巻(年代)	目録(課名順)
1 <sup>48</sup> (昭和3年)	1. 学校, 2. 時刻を守れ, 3. 天皇陛下, 4. 国語を勉強せよ, 5. 人の悪口を言うな, 6. 喧嘩をするな, 7. 友達に親切にせよ, 8. 綺麗にせよ, 9. 飲み食いに気をつけよ, 10. 悪い勧めに従うな, 11. 生き物を苦しめるな, 12. よい遊び, 13. うそを言うな, 14. 過ちをかくすな, 15. 親の恩, 16. 親の言い付けを守れ, 17. 兄弟仲よくせよ, 18. 国旗, 19. 始末をよくせよ, 20. 行儀をよくせよ, 21. 学校のもの, 22. 人のもの, 23. 人に迷惑をかけるな, 24. よい子供
2 <sup>49</sup> (昭和3年)	1. 勉強せよ, 2. 決まりよくせよ, 3. 天皇陛下, 4. 不法なことをするな, 5. 自分のことは自分でせよ, 6. 清潔, 7. 体を大切にせよ, 8. 親を大切にせよ, 9. 兄弟仲よくせよ, 10. 約束を謹め, 11. 正直, 12. 欲張るな, 13. 台湾神社, 14. 友達は助け合え, 15. 人の過ちをゆるせ, 16. 家庭, 17. 親類, 18. 近所の人, 19. 年寄に親切にせよ, 20. 恩を忘れるな, 21. 根気よくせよ, 22. 祝日, 23. 公共のものを大切にせよ, 24. 規則に従え, 25. よい子供
3 <sup>50</sup> (昭和4年)	1. 皇后陛下, 2. 忠義, 3. 約束を守れ, 4. 孝行, 5. 兄弟, 6. わがままをするな, 7. 人に迷惑をかけるな, 8. 整頓, 9. 親切, 10. 物事に慌てるな, 11. 無駄遣いするな, 12. 明治神宮, 13. よい働き, 14. 正直, 15. 心を広くもて, 16. 自慢するな, 17. 衛生, 18. 迷信を避けよ, 19. 師の恩, 20. 友達, 21. 自分の物と人の物, 22. 共同, 23. 生き物を可愛がれ, 24. 博愛, 25. よい日本人
4 <sup>51</sup> (昭和4年)	1. 皇太后陛下, 2. 能久親王, 3. 規律, 4. 時間を大切にせよ, 5. 体を鍛えよ, 6. 禮儀, 7. 反省, 8. 良い習慣を造れ, 9. 女子の心がけ, 10. 孝行, 11. 忠實, 12. 勤勉, 13. 至誠, 14. 人のために盡せ, 15. 報恩, 16. 恥を知れ, 17. 人の名誉を重んぜよ, 18. 法規を重んぜよ, 19. 国旗, 20. 公共心, 21. 志を堅くせよ, 22. 分を守れ, 23. 公益, 24. 教育勸語, 25. よい日本人
5 <sup>52</sup> (昭和9年)	1. 大日本帝國, 2. 我が皇室, 3. 忠義, 4. 公益, 5. 慈善, 6. 衛生(その一), 7. 衛生(その二), 8. 共同, 9. 公德, 10. 克己, 11. 儉約, 12. 勤勉, 13. 師を敬へ, 14. 禮儀, 15. 親類, 16. 同情, 17. 徳行, 18. よく考へよ, 19. 責任を重んぜよ, 20. 誠實, 21. 廉潔, 22. 寛容, 23. 納税の義務, 24. 祝日・祭日, 25. よい日本人
6 <sup>53</sup> (昭和10年)	1. 皇大神宮, 2. 敬神, 3. 國運の發展, 4. 國交, 5. 忠君愛國, 6. 祖先と家, 7. 男子の務と女子の務, 8. 自立自營, 9. 職業, 10. 發明, 11. 日新の工夫, 12. 趣味, 13. 良心, 14. 反省, 15. 廉潔, 16. 報恩, 17. 共存共榮, 18. 公益, 19. 地方制度, 20. 遵法, 21. 教育, 22. 教育勸語, 23. 教育勸語(つづき), 24. 教育勸語(つづき), 25. 教育勸語(つづき)

出所)筆者作成。

この時期の修身書を前期と比較すると, 大幅に増加された課題に次のものがある。

巻1:「人の悪口を言うな(S3-1-5)」、「喧嘩をするな(S3-1-6)」、「飲み食いに気をつけよ(S3-1-9)」、「悪い勧めに従うな(S3-1-10)」、「よい遊び(S3-1-12)」、「国旗(S3-1-18)」、「始末をよくせよ(S3-1-19)」、「学校のもの(S3-1-21)」。

巻2:「勉強せよ(S3-2-1)」、「決まりよくせよ(S3-2-2)」、「不法なことをするな(S3-2-4)」、「自分のことは自分でせよ(S3-2-5)」、「体を大切にせよ(S3-2-7)」、「人の過ちをゆるせ(S3-2-15)」、「家庭(S3-2-16)」、「親類(S3-2-17)」、「近所の人(S3-2-18)」、「年寄に親切せよ(S3-2-19)」、「祝日(S3-2-22)」。

巻3:「忠義(S4-3-2)」、「人に迷惑をかけるな(S4-3-7)」、「整頓(S4-3-8)」、「親切(S4-3-9)」、「物事に慌てるな(S4-3-10)」、「無駄遣いするな(S4-3-11)」、「明治神宮(S4

- 3 - 12)」、[「よい働き (S4 - 3 - 13)」、[「自慢するな (S4 - 3 - 16)」、[「師の恩 (S4 - 3 - 19)」、[「友達 (S4 - 3 - 20)」、[「自分の物と人の物 (S4 - 3 - 21)」、[「共同 (S4 - 3 - 22)」、[「生き物を可愛がれ (S4 - 3 - 23)」、[「よい日本人 (S4 - 3 - 25)」。

巻4:「皇太后陛下 (S4 - 4 - 1)」、[「規律 (S4 - 4 - 3)」、[「時間を大切にせよ (S4 - 4 - 4)」、[「反省 (S4 - 4 - 7)」、[「良い習慣を造れ (S4 - 4 - 8)」、[「女子の心がけ (S4 - 4 - 9)」、[「孝行 (S4 - 4 - 10)」、[「勤勉 (S4 - 4 - 12)」、[「人のために盡せ (S4 - 4 - 14)」、[「人の名誉を重んぜよ (S4 - 4 - 17)」、[「志を堅くせよ (S4 - 4 - 21)」、[「分を守れ (S4 - 4 - 22)」、[「公益 (S4 - 4 - 23)」、[「よい日本人 (S4 - 4 - 25)」。

巻5:「我が皇室 (S9 - 5 - 2)」、[「忠義 (S9 - 5 - 3)」、[「公德 (S9 - 5 - 9)」、[「克己 (S9 - 5 - 10)」、[「儉約 (S9 - 5 - 11)」、[「勤勉 (S9 - 5 - 12)」、[「禮儀 (S9 - 5 - 14)」、[「親類 (S9 - 5 - 15)」、[「同情 (S9 - 5 - 16)」、[「よく考へよ (S9 - 5 - 18)」、[「誠實 (S9 - 5 - 20)」、[「寛容 (S9 - 5 - 22)」、[「納税の義務 (S9 - 5 - 23)」、[「祝日・祭日 (S9 - 5 - 24)」、[「よい日本人 (S9 - 5 - 25)」。

巻6:「國運の發展 (S10 - 6 - 3)」、[「國交 (S10 - 6 - 4)」、[「忠君愛國 (S10 - 6 - 5)」、[「祖先と家 (S10 - 6 - 6)」、[「自立自營 (S10 - 6 - 8)」、[「職業 (S10 - 6 - 9)」、[「發明 (S10 - 6 - 10)」、[「日新の工夫 (S10 - 6 - 11)」、[「趣味 (S10 - 6 - 12)」、[「良心 (S10 - 6 - 13)」、[「反省 (S10 - 6 - 14)」、[「廉潔 (S10 - 6 - 15)」、[「報恩 (S10 - 6 - 16)」、[「共存共榮 (S10 - 6 - 17)」、[「地方制度 (S10 - 6 - 19)」、[「教育 (S10 - 6 - 21)」、[「教育勅語 (S10 - 6 - 22)」、[「教育勅語(つづき) (S10 - 6 - 23)」、[「教育勅語(つづき) (S10 - 6 - 24)」、[「教育勅語(つづき) (S10 - 6 - 25)」。

特に注目されるべきは、第二期巻6の内容の変更が非常に多く、全巻には「実業教育」や「教育勅語」の強化が顕著であるという点である。これは1931年満州事変を機に、修身教科書では国家主義思想が強くなっていったためであると考えられる。その裏づけとして、事変の直後から日本精神を象徴する教育勅語の内容が大幅に増加していることが挙げられる。このことから考えると、修身書の内容を通して、国家主義的なものを具現化することは同化教育の一つであったことが分かる。また、例えば「台湾神社 (S3 - 2 - 13)」に①皇室の御仁慈、北白川宮能久親王様の純忠殉国に感激せしめ我等島民は益々皇国のため没我奉公の誠を捧ぐべきことを自覚せしめること。②敬神と尊主との同一観念なることを理解せしめ神社参拝、遥拝、大麻奉斎につき実践指導<sup>54</sup>をなすことなどが挙げられている。

さらに、昭和4年の修身教科書では、「よい日本人 (S4 - 4 - 25) (S4 - 3 - 25) (S9 - 5 - 25)」がはじめて掲げられた。それは「よい日本人」として国に貢献できることを自覚させる効果を期待されていたと考えられる。そして、教科書の内容に毎巻必ず国家主義に関する内容が掲載された。このことを示す例としては、修身科教授上の注意に①時局重大なる時に際し日本精神の涵養にもとめること、②真に日本人たることの幸福と誇をもたしめたいこと<sup>55</sup>と書かれていたことが挙げられ、国家主義的側面を指摘することができる一方で、二宮尊徳などの人物の徳行教誨、「礼儀作法」が台湾人における倫理道徳を行うための倫理などに対する矜持が形作られた<sup>56</sup>。

すなわち、修身は「教育勅語(S4-4-24)(S10-6-22)(S10-6-23)(S10-6-24)(S10-6-25)」の最高理念を実現するために、倫理道德、児童の生活、共同観念、国家主義精神を重視していたことが分かる。生活と学問と忠君愛国精神の結びつきという基本精神に基づいて編纂されたことが窺える。一方で、徳目には忠義の観念が重視されすぎ、ほかの徳目(例えば、平和)の思想が軽視されることから、ある特定の徳目に注目した不調和のイメージがあるであろう。また、金銭、財産に関する経済生活の内容も少なかったことが分かる。ただし、生活行事の内容を修身教科書に取り入れたことで、具体例や例話が増加したことが確認された。

#### 4. 台湾総督府の修身書の比較—同化教育の視点から—

##### (1) 第一期と第二期台湾総督府府定修身書の比較—巻1と巻2を中心に

台湾総督府の修身教科書の内容を比較分析し、同化教育の要素を探っていく。

表5 台湾総督府府定修身書の比較—巻1と巻2を中心に

教科書	期	巻数(年代) Lesson(L) (課)	台湾 事物	皇国 史観	道德教育 (遵法、礼儀、習慣、価値観等)	勉学	実業 教育
台湾総督府府定修身書	第一期	巻1(大正4年) 全18課	—	L10	L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L12, L13, L14, L15, L16, L17, L18	L1, L11	—
		巻2(大正4年) 全19課	L10	L1	L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L11, L12, L13, L14, L15, L16, L17, L18, L19	—	—
	第二期	巻1(昭和3年) 全24課	—	L3, L18	L2, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L12, L13, L14, L15, L16, L17, L19, L20, L21, L22, L23, L24	L1, L4	—
		巻2(昭和3年) 全25課	L13	L3, L22	L2, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L12, L14, L15, L16, L17, L18, L19, L20, L21, L23, L24, L25	L1	—

出所) 筆者作成。

以上の表5から見て、道德教育に関する価値観が大幅に強調されていたことが分かった。台湾総督府府定修身教科書の場合、大正4年には、「道德教育」項目が多いが、第二学年の第10課「台湾事物」の「台湾神社」が初めて記載されるようになった。そして、昭和3年には、実際の課数は大正4年の修身教科書の内容より多くなった。

次に、台湾総督府(大正4年、昭和3年)巻2では台湾神社が強調され、宗教への信仰心を増加させ補強していたことが判明した。さらに、台湾総督府府定修身教科書では「道德教育」項目の比重が大きい。特に家庭の兄弟、親、仲よくという内容などが挙げられた。いわば、家庭での倫理規範が重視されていたのである。その目的は「親の子女教育のために辛勞することを授け、其の恩の洪大無邊なることを感知せしむること<sup>57)</sup>」である。

##### (2) 第一期と第二期台湾総督府府定修身書の比較—巻3と巻4を中心に

巻3と巻4の修身教科書の内容は巻1と巻2に比べ、増加した。ここでは、台湾総督府府定修身教

科書に示された内容を以下のようにまとめた。

表6 台湾総督府府定修身書の比較一卷3と巻4を中心に

教科書	期	巻数(年代) Lesson(L) (課)	台湾 事物	皇国 史観	道徳教育 (遵法, 礼儀, 習慣, 価値観念等)	勉学	実業 教育
台湾総督 府府定修 身書	第一期	巻3(大正4年) 全19課	L16	L1, L11	L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L12, L13, L14, L15, L17, L19	L18	—
		巻4(大正4年) 全19課	L4	L1, L2, L3, L9, L10, L17, L19	L5, L6, L8, L11, L12, L13, L14, L15, L16, L18	L7	—
	第二期	巻3(昭和4年) 全25課	L18	L1, L2, L25	L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L13, L14, L15, L16, L17, L19, L20, L21, L22, L23, L24	—	—
		巻4(昭和4年) 全25課	L14	L1, L2, L19, L24, L25	L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L12, L13, L15, L16, L17, L18, L20, L21, L22, L23	—	—

出所) 筆者作成。

以上のように、台湾総督府府定修身教科書(1, 2学年)では児童に道徳の価値観を注入した一方で、(3, 4学年)になると、児童に忠君愛国の理念を一層涵養させようとする意図が窺える。台湾総督府府定修身教科書では、天皇への忠誠心についての項目が増加し、例えば、「皇后陛下(T4-3-1)」、「明治天皇(T4-3-11)」、「我が皇室(T4-4-1)」、「能久親王(T4-4-2)」、「報恩(T4-4-3)」、「国旗(T4-4-9)」、「教育勅語(T4-4-10)」、「祭日、祝日(T4-4-17)」等が挙げられる。また、大正4年巻4と昭和4年巻4の教科書の冒頭に教育勅語を掲げ、「忠実」、「二宮尊徳」というような内容や人物が記載されている。ここでは「天皇精神」や「二宮尊徳精神(例話)」の発揮に留まっている。これは、井上正男によれば、「初学年の修身に於いては、人類の崇高な所以の道徳を、最も卑近の事実面に寓して具体化する点に於いて、最も大なる苦心した。<sup>58)</sup>」ということであるが、児童は題材が昔の人物であるため、日常生活において理解しにくいであろうと推測される。次に、台湾総督府の修身教科書の特色については、以下のようにまとめられる。

#### ア. 忠君愛国

台湾総督府の教科書(3, 4学年)は、低学年(1, 2学年)のものよりも「忠君愛国」の傾向を表している。天皇に対して、「忠誠心の養成」が明らかであると同時に「祝日」、「大(祭日)」、「国旗」、「神宮」と結びつけてきたことが分かった。例えば、明治神宮などが挙げられる。特に、台湾の修身教科書では、天皇陛下関係の内容があることに気が付く。また、その教科書に現れた理想は「自己中心的に生活上の幸福感謝より忠君愛国の年を養はしむるもの<sup>59)</sup>」である。いわば、同化教育の教育目的が忠君愛国の精神の養成であったことが明らかになった。そして、台湾神社を始めすべて神社を崇

敬すべきこと等を説き、児童に「敬神」の念を養わせていた狙いもあった<sup>60</sup>。

### イ. 婦徳と衛生観念と迷信

台湾総督府教科書の内容には婦徳、衛生観念の部分が重視されていたことが分かった。ここからは、当時植民地台湾における学校環境の不衛生な問題が深刻化していたことが推測される。そして、台湾では、「迷信を避けよ (T4-3-16) (S4-3-18)」、「仁義 (T4-4-4)」、「人のために盡せ (S4-4-14)」という内容には、台湾独自の宗教文化 (霊能者 (原語・童乩) ; お寺 (原語・廟)) と「台湾事物」 (阿里山の呉鳳) が紹介され、当時の風俗習慣にふさわしい教育内容があったことが分かった。

### ウ. 国民

最終課において、台湾総督府 (大正4年) 巻4公学校修身教科書において、初めて「国民」という名詞が掲げられた。それにより「国家観念の付与に努め、日本人としての誇りを感じさせることができ、いろいろな物語を通して、台湾人が日本人としての悦びを感じずる様になる。<sup>61</sup>」いわば、同化教育の一環として捉えることができる。

すなわち、巻3, 4は巻1, 2に比べ、更に内容が増えていたと同時に、台湾総督府編纂の修身教科書は日本内地の修身教科書との関連性が求められた結果であると言える。よって台湾人にとって同化教育となったと考えられる。

### (3) 第一期と第二期台湾総督府府定修身書の比較一卷5と巻6を中心に

巻5と巻6の修身教科書の内容は、巻1, 2と巻3, 4に比べ、「道德教育」に関する内容を中心とする比重も多くなっていて、その分学習内容が増加している。ここでは、台湾総督府の修身教科書に示された内容を比較し、説明する。以下の通りである。

表7 台湾総督府府定修身書の比較一卷5と巻6を中心に

教科書	期	巻数 (年代) Lesson (L) (課)	台湾 事物	皇国史観	道德教育 (遵法, 礼儀, 習慣, 価値観等)	勉学	実業 教育
台湾総督府府定修身書	第一期	巻5 (大正8年) 全19課	—	L1, L2	L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L13, L14, L15, L16, L17, L18, L19	L12	—
		巻6 (大正10年) 全19課	—	L1, L2, L3, L4, L5, L17, L18, L19	L6, L7, L8, L9, L10, L11, L13, L14, L15, L16	L12	—
	第二期	巻5 (昭和9年) 全25課	L4	L1, L2, L24, L25	L3, L5, L6, L7, L8, L9, L11, L12, L13, L14, L15, L16, L17, L18, L19, L20, L21, L22, L23	L10	—
		巻6 (昭和10年) 全25課	—	L1, L2, L3, L4, L5, L19, L22, L23, L24, L25	L6, L7, L12, L13, L14, L15, L16, L17, L18, L20	L10, L21	L8, L9, L11

出所) 筆者作成。

- 一方、修身書だけではなく、補助教材を求めていたことが分かった。例えば<sup>62</sup>、
- ア. 日常生活中に於ける偶発事項
  - イ. 古今東西に存する童話、寓話、実話
  - ウ. 新聞記事

以上のように、台湾事物があまり強調されていなかったのは、「日本化」という概念を求めるためであったことが窺える。例えば、「公益(S9-5-4)の鳳山」。さらに、「実業教育」の部分に関しては、第二期台湾総督府府定修身書には大幅に記載された。例えば、日本国定修身教科書では「産業を興せ(M44-5-11)(T10-5-9)」、「進取の気象(M44-5-14)(T10-5-12)」、「産業に工夫をこらせ(M44-6-16)」、「工夫(T12-6-10)」等が挙げられる。

一方、台湾総督府府定修身教科書では「自立自営(S10-6-8)」、「職業(S10-6-9)」、「日新の工夫(S10-6-11)」等が挙げられる。いわば、実業教育の知識においては、台湾社会の近代化という工業発展の向上を、教科書の内容を通して広めようとする日本政府植民地統治の方針が窺える。そして、児童に日本内地と同じく実業教育の知識を学ばせるために、同化教育の中の実業教育の部分を強調している。同化教育を手段として、実業教育を実施していたという狙いもあった。

## 5. 経験者が語る修身教育

修身教育は国の最も困難とする所である<sup>63</sup>。それはつまり、国民的感情の養成ということである<sup>64</sup>。本研究では、以上の教科書の考察を通して、日本政府が皇民化向けの同化教育を実践するため、教科書を通して児童の日本国民としてのアイデンティティを育成する教育目的があったことを確認してきた。さらに、ここでは、修身教育を経験者の証言や道徳意識の調査を通してその成果を検証する。

表8 経験者の証言

経験者	証言
楊素秋	「修身や歴史の授業では、先生が名人伝、偉人伝といった訓話をしてくれました。ご本を読んだり、紙芝居を見せてもらうこともありました。楠正成、二宮金次郎、宮本武蔵、吉田松陰、豊臣秀吉、徳川家康、勝海舟、雪舟、明治天皇、織田信長、金原明善、貝原益軒、乃木大将、野口英世、東郷元帥、エジソン、キューリー夫人。私はいつも、息もつかずに聞いていたものです。これらの人物が艱難辛苦を乗り越えて立派な人になったという話を聞くと、感動してフアイトが湧いて来ました。そして自分もあやかりたいと思いました。 <sup>65]</sup>
蔡敏三	「当然、修身の時間などに習いました。もう少し大きくなると、君達も立派な帝国軍人として戦わなければいけないということも習いました。……(中略)……「潔さ」といった美德も、偉人の潔さを例にとりて修身で教わりました。……(中略)……二宮尊徳とか、偉人の話を聞かせ、こういう偉人になりなさい、という教育でした。遠い過去の人ではなく、身近な実在の人物を対象として事実を教える。それが一番しかりした、生きた教育だと思います。 <sup>66]</sup>
1924年4月に清水公学校に入学した楊基銓は、彼の著作『台湾に生を享けて』の中で述べた。	「修身課はこのように、たとえ話や物語を使って子供たちに「人の道」や処せの道をわかりやすいように教えていたのである。この科目は、多くの困難に遭遇していた人をどれほど助け、どれほど困難を克服させてきたであろうか。また、この科目のおかげでどれほど多くの人が迷いから再び希望を持って立ち上がり、ひいては社会の役に立つような人間になったであろうか。……(中略)……私は今でも、公学校の修身課は日本教育の成功を促進した主要要素だと信じている。そして、日本治台50年間当局が実施した政治の中で、台湾人が一番利益を受けたのは教育の成功である、と認めるのに吝かでないのである。 <sup>67]</sup>
公学校の訓導を務めた伊集院一秀	「桃園公学校で修身科の研究授業が行われた事がある。校長さんにたのまれて、同じ教材で他の学級で修身の授業をやってごらんに入れ当日はそれをやってもらったが、私がやった通りにやってくれた。出すぎた事であったかも知れぬが、学校の研究会ではあるが、どうも不安でならぬので出て行ってやったのだが、校長が北野さんという腹の大きい人であったから、別に怒られずすんだようなものであった。 <sup>68]</sup>
林啓三	「7歳のとき竹山公学校に入学した。公学校本科は六年制で全部日本語で、国語、修身、算術、地理、歴史、図画、唱歌、体操等が主な科目で……(中略)……日本教育を受けて日本語の基礎を固め知識もだいふ吸収した。 <sup>69]</sup>
昭和3年から南門小学校に通っていた柯徳三	「日本の戦前の教育には、修身という科目があって、正直であることの大切さとか、表裏が無いということの美德といったことを教わりました、先生方を見て学ぶものも沢山ありました。 <sup>70]</sup>
1929年山田吾一教育日記の一学年修身指導を参観する感想	「先生は題材観の中に、他人が泣くのを見て只わけもなく涙ぐむさいふ様な道徳的に見て価値の少ないのでも教育的に尊重すべきことを忘れてはならないという意見を述べて居られる。然し一見反対の方向を示す様に思われ勝ちなこの児童の発表、このいつはらざる態度こそより尊重すべきものではあるまいか。 <sup>71]</sup> と修身指導における尊重の精神を力強く語っている。

出所) 筆者作成。

さらに、修身科教育の改善に尽力していた淡水郡共同研究班が行った1926年(推定)に四学年以上の児童986名を対象にした道徳意識の調査を見てみよう。

表9 道徳意識に関する調査

道徳意識	徳目と人物(人数)
一番よい行だと思って居る事	勉強すること(182), 孝行すること(137), 公平であること(99), 正直なること(64), 親切なること(58), 勤労である事(53), 礼儀のある事(30), 同情心のある事(20), 勤儉であること(16)
最も深く恩を受けて居るお方	天皇陛下(266), 父母(162), 先生(76), 北白川宮殿下(37), 祖母(26)
神に対する観念	媽祖(194), 天照皇太神(127), 清水祖師(71), 北白川宮殿下(63), 天公様(42)

出所) 淡水郡共同研究班「公学校修身科教育の改善」『修身科教育の革新』台北第三高等女学校附属公学校, 1927年, 45-47頁。

一方、聞き取り調査に関しては、2011年8月末、日本統治時代の台湾における初等教育を受けていた2名の方にインタビューを実施した。使用言語は台湾語と日本語で、すべて録音ペンに録音させていただいた。

A氏(男): 1937年生, 入学時「台北市永楽町永楽公学校」(1年～3年1学期)

「南港公学校」(3年1学期～4年2学期)

B氏(女): 1936年生, 「南港公学校」(1年～4年2学期)

A氏: 修身教科書の教材とされた人物には特定なく、はっきりと覚えていないと思う。その修身内容は「人間に置ける社会的生活の教養である」と強調した。また、修身教育への印象が良いと説明している。

B氏: その内容、例えば、歴代偉人は、はっきり知らず、ただ、日本に国の由来は、神話からまつわる、神様は海から綱を引っ張り、築きあげたということである。特に、天照大御神、皇祖先祖への尊敬心等が挙げられた。また、修身教育への印象はとても良いと強調している。

以上のように、児童の道徳意識に関する調査や聞き取り調査から見て、修身教科書教材の内容では「勉強」、「孝行」、「公平」、「正直」という一般の徳目が重視されていた一方で、児童にとって一番印象に残った人物は「第一位天皇陛下、第二位親、第三位先生」であった。聞き取り調査には、特に、神話や寓話の内容が記憶に残っているようである。また、宗教への信仰心という観念は根強く残っていた。こうした点から見れば、日本統治時代の初等教育を受けていた児童にとっては「修身」自体への肯定的評価がある。やはり修身の重要な内容の一部として、同化教育も受け入れていた。少なくとも反発の言及はないと言えよう。一方で、忠君愛国への言及は少ない。修身教科書の教育理念(忠君愛国の精神)は経験者が語る修身教育内容との間にずれがあることを否定できないことも明らかとなった。



## 6. おわりに

修身教育の内容を通し、台湾では共通の日本国民としてのアイデンティティを形成する教育内容が行われてきたことから、児童に忠君愛国の理念や日本人としての意識を一層涵養させる意図があったことは疑いえない。また、一般的な徳目については、台湾ではその内容を精進しつつ、同化教育に関わる内容は同等以上の扱いであったことが分かった。そして、学年が上がると共に、修身教育が段階的に行われた。

また、低学年の修身教育は社会の習慣を考慮し、よい生活習慣の養成に努め、道德教育を強調していた。次に、台湾総督府の修身教科書については、宗教への信仰心という内容の掲載があったことが指摘できる。

一方で、台湾総督府(昭和4年)公学校修身教科書巻3, 4には「よい日本人」という内容が初めて掲載され、これも同化教育の一環として捉えることができる。その中で「教育勅語」や「忠君愛国」も重要な要素として扱われていた。これらの教材は日本国民としての意識を形成するための物となっていたことを指摘することができる。

そして、第一期から第二期の修身教科書の内容をまとめると、第一期は主に「徳目」に基づく教科書で、第二期は主に「皇国史観、実業教育」強調の修身書であることが分かる。よって、修身教科書は同化教育を宣伝する手段の一つであることが明らかとなった。

すなわち、台湾にとっては同化教育を意味するものに成り得ると言及できる。そして、修身教科書の内容には「道德教育」や「忠君愛国」という価値観が増加していたと同時に、台湾総督府編纂の修身教科書は日本内地の修身教科書との関連性(内台一体)が求められた結果であると指摘することができる。いわば、日台共通の国民としての意識や価値観を形成するための修身教科書が制定されたことが明らかとなったが、聞き取り調査の証言や証言録を読んで、当時の経験者は修身教育に肯定的な評価を出したことに対して、修身教育が成功したとは言にくい。これら教材には共通の国民として備えるべき意識が反映されているが、初等教育を受けていた台湾人には、その後の人生にどのような影響を与えていたのか、今後の課題とするところである。

### 【謝辞】

インタビュー調査の協力者の皆様に心より感謝申し上げます。また、台湾総督府府定修身書を提供していただきました玉川大学教育博物館白柳弘幸先生に厚くお礼申し上げます。

### 【註】

- 1 修身教育が国民的志操を涵養し、所謂よい日本人を養うことを、最も根本的な指導精神としていること。横山長治「新修身書巻三に就いて」『台湾教育会雑誌』第410号、1936年、21頁より引用。
- 2 莊幸如『日本統治時代における教育勅語の実施—公学校修身科の内容分析を中心に—』淡江大學國際研究學院日本研究所在職班碩士論文、2004年。
- 3 五十嵐真子、三尾裕子編、蔡錦堂著「日本統治時代と国民党統治時代に跨って生きた台湾人の日本観」『戦後台湾

- における「日本」植民地経験の連続・変貌・利用』風響社, 2006年, 24頁。
- 4 楊素秋『日本人はとても素敵だった』桜の花出版, 2006年, 105頁。
  - 5 白柳弘幸「台湾総督府発行教科書について」『玉川大学教育博物館紀要』第7号, 2010年, 25-34頁; 白柳弘幸「国定「尋常小学校修身教科書」と台湾「公学校修身教科書」比較—課名異同から見る台湾総督府の同化教育と皇民化教育—」『日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究—国定教科書との異同の観点を中心に—』平成18年度～20年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般))研究報告書, 2009年, 1-15頁。
  - 6 都通憲三朗「植民地期台湾の初等教育と修身」『仏教経済研究』第34号, 2005年, 197-214頁。
  - 7 北村嘉恵「台湾人の日本植民地教育認識—日本統治下台湾における公学校教育についての聞き取り調査—」『南方文化』第23号, 1996年, 57-65頁。
  - 8 林育柔『日本殖民主義時期對台教育的意識型態取向分析—以修身教育上之實現為例—』慈濟大學教育研究所碩士論文, 2004年。
  - 9 橋邊一好「公民教育の徹底に關する實際的研究」『台灣教育會雜誌』第408号, 1936年, 131頁。
  - 10 北畠現映「公学校教科書に現れたる敬神の教材」『敬慎』12(2), 1938年, 26-33頁。
  - 11 許佩賢『塑造殖民地「少國民」—日據時期台灣公學校教科書之分析』台灣大學歷史研究所碩士論文, 1994年; 許佩賢「植民地台湾の近代学校—その実像と虚像—」『アジア遊學』勉誠出版, 2003年, 43頁。
  - 12 吳文星「台湾における日本統治期の教育史に関する研究動向について—特に最近10年(1991-2000)の成果を中心として—」『植民地教育史研究年報』第4号, 2001年, 250-266頁。
  - 13 塩野谷幸子『日治時期台灣初等日語教育實況』私立中國文化大學日本文化研究所碩士論文, 1998年。
  - 14 周婉窈「郷土台灣在日治時代公學校教科書中的地位」『郷土史教育學術研討會論文集』國家圖書館台灣分館, 1997年, 125-152頁。
  - 15 鍾清漢『日本植民地下における台湾教育史』多賀出版, 1993年, 270-272頁。
  - 16 時期の区分について, 周婉窈「失落的道德世界—日本殖民主義時期台灣公學校修身教育之研究」『台灣史研究』8(2), 2001年, 1-63頁; 周婉窈, 許佩賢「台灣公學校制度, 教科和教科書總說」『台灣風物』53(4), 2003年, 119-145頁; 前掲「台湾総督府発行教科書について」『玉川大学教育博物館紀要』25-34頁; 前掲「国定「尋常小学校修身教科書」と台湾「公学校修身教科書」比較—課名異同から見る台湾総督府の同化教育と皇民化教育—」『日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究—国定教科書との異同の観点を中心に—』平成18年度～20年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般))研究報告書, 1-15頁; 曾素秋「日治時期台灣公學校修身書分析—國家認同教育議題探討」『教育研究月刊』187, 2009年, 22-38頁。参照
  - 17 蔡錦堂「日本據臺初期公學校國語教科書之分析」『中國與亞洲國家關係史學術研討會論文集』淡江大學歷史系, 1993年10月, 245-247頁。
  - 18 鄭任智「台灣の日本統治時代における「国語」教科書の郷土教育的要素の考察—第3期を中心に—」『日本國際教育学会研究大会』, 2011年9月。
  - 19 信濃教育會編『伊沢修二選集』信濃教育會, 1958年, 614頁。
  - 20 台湾教育會編『台湾教育沿革誌』青史社, 1982年, 61頁。
  - 21 台湾教育會雜誌「文部省訓令第13号」『台湾教育會雜誌』第90号, 1909年, 61-62頁。
  - 22 前掲『台湾教育沿革誌』295頁。
  - 23 阿部洋編, 佐藤由美著「日本統治期台湾における各科教科書の編纂」『日本植民地教育政策史料集成(台湾編)第36卷』龍溪書舎, 2008年, 19頁。

- 24 台湾総督府『公学校修身書自卷一至卷四編纂趣意書』台湾総督府, 1913年, 1頁。
- 25 台湾教育「大喪と小公学校」『台湾教育』第125号, 1912年, 5頁。
- 26 前掲「日本統治期台湾における各科教科書の編纂」『日本植民地教育政策史料集成(台湾編)第36巻』27頁。
- 27 台南師範学校附属公学校『公学校教育の第一歩』台湾子供世界社, 1924年, 41-42頁。
- 28 台湾総督府『台湾公学校教科書編纂趣意書第一篇』台湾総督府, 1913年, 7-9頁。
- 29 明治公学校『学校施設要覧』明治公学校, 年代不詳, 10頁。
- 30 前掲『台湾教育沿革誌』96頁。
- 31 前掲「日本統治期台湾における各科教科書の編纂」『日本植民地教育政策史料集成(台湾編)第36巻』21頁;台湾総督府『公学校修身書巻五巻六編纂趣意書』台湾総督府, 1919年。
- 32 前掲『台湾教育沿革誌』63頁。
- 33 台湾総督府内務局『台湾に於ける現行教科用図書に就て』台湾総督府, 1922年, 2-3頁。
- 34 前掲『台湾教育沿革誌』113頁。
- 35 久住栄一, 藤本元次郎『公学校各科教授法終』新高堂, 1924年, 12頁。
- 36 台湾総督府『公学校修身書巻一・巻二修正趣意書』台湾総督府, 1928年, 1-2頁。
- 37 第一附属学校一職員「我田引水録(七)」『台湾教育会雑誌』第38号, 1905年, 23頁。
- 38 台湾教育会学校教育部「小公学校ニ於ケル国民精神涵養徹底ニ関スル具體的施設」台湾教育会学校教育部, 1935年, 3-4頁。
- 39 高岡武明「公学校ノ修身科ニ就キテ」『台湾教育会雑誌』第4号, 1902年, 3頁。
- 40 台湾総督府『公学校修身書』巻1 1915(大正4年)1-16頁。
- 41 台湾総督府『公学校修身書』巻2 1915(大正4年)1-19頁。
- 42 台湾総督府『公学校修身書』巻3 1915(大正4年)1-21頁。
- 43 台湾総督府『公学校修身書』巻4 1915(大正4年)1-26頁。
- 44 台湾総督府『公学校修身書』巻5 1919(大正8年)1-41頁。
- 45 台湾総督府『公学校修身書』巻6 1921(大正10年)1-47頁。
- 46 前掲『日本統治時代における教育勅語の実施—公学校修身科の内容分析を中心に—』118頁。
- 47 前掲「台湾総督府発行教科書について」『玉川大学教育博物館紀要』27頁。
- 48 台湾総督府『公学校修身書』巻1 1928(昭和3年)1-18頁。
- 49 台湾総督府『公学校修身書』巻2 1928(昭和3年)1-42頁。
- 50 台湾総督府『公学校修身書』巻3 1929(昭和4年)1-50頁。
- 51 台湾総督府『公学校修身書』巻4 1929(昭和4年)1-54頁。
- 52 台湾総督府『公学校修身書』巻5 1934(昭和9年)1-59頁。
- 53 台湾総督府『公学校修身書』巻6 1935(昭和10年)1-55頁。
- 54 前掲「公民教育の徹底に關する實際的研究」『台湾教育会雑誌』121頁。
- 55 松村逸雄『大竹公学校創立二十週年記念誌』大竹公学校, 1938年, 32頁。
- 56 前掲「日本統治時代と国民党統治時代に跨って生きた台湾人の日本観」『戦後台湾における「日本」植民地経験の連続・変貌・利用』51頁。
- 57 林三太夫「低学年の修身」『修身科教育の革新』台北第三高等女学校附属公学校, 1927年, 373頁。
- 58 井上正男「公学校第一学年教育方針の根本」『台湾教育会雑誌』第151号, 1914年, 8頁。

- 59 前掲「低学年の修身」『修身科教育の革新』372頁。
- 60 前掲「公学校教科書に現れたる敬神の教材」『敬慎』27-28頁。
- 61 張宗岳「公学校第一学年修身教授の実際」『第一教育』8(4), 1929年, 77-78頁。
- 62 蔡帕「第一学年修身教授に関する鄙見(一)」『台湾教育』第334号, 年代不詳, 46頁。
- 63 田原生「教育雑感」『台湾教育会雑誌』第76号, 1908年, 2頁。
- 64 鈴江團吉「修身教授の半面」『台湾教育会雑誌』第11号, 1903年, 1頁。
- 65 前掲『日本人はとても素敵だった』103頁。
- 66 蔡敏三『帰らざる日本人』桜の花出版, 2004年, 55-56頁。
- 67 楊基銓『台湾に生を享けて』平文社, 1999年, 18頁。
- 68 伊集院一秀『公学校教育二十年』台湾教育研究会, 1940年, 205頁。
- 69 台中会編『寶島台湾』致良出版社, 2004年, 114頁。
- 70 柯徳三『母国は日本, 祖国は台湾 - 或る日本語族台湾人の告白』桜の花出版, 2005年, 236頁。
- 71 山田吾一「教育日記の中より(二)」『第一教育』8(5), 1929年, 125-126頁。

# An Investigation into Elements of Assimilation Education in Morals (Syushin) Textbooks in Taiwan during the Japanese Occupation

: Focusing on the First and Second Periods

Yu Cheng SHENG

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

This research aims to clarify the content of morals (syushin) education used to form an identity as Japanese citizens in Taiwan during the Japanese occupation. To do so, this research investigates the nature of morals education through primary sources such as morals textbooks used for elementary education as practiced during the occupation. First, this research investigates a timeline of morals textbooks. Next, it investigates the content by extracting elements of assimilation education from the first period to the second period morals textbooks, then compares the first period and second period morals textbooks. Finally, based on the results of the above investigation, it clarifies the state of morals education through records of testimony and treatises of the time. This research found that morals textbooks were established to form an awareness as a Japanese citizen in the form of “virtue training” and “loyalty and patriotism,” and that based on testimony from interviews and on existing records of testimony, persons who lived through that time had a positive view of morals education. Therefore, it does not appear that morals education was successful.

Keywords : colonial education, Taiwan, assimilation education, morals (syushin) education

